

障害福祉サービス事業所等の 運営基準及び 人員基準について

体制届及び変更届について

- 1.届出が必要なとき
- 2.必要な添付書類

1.届出が必要なとき

届出をするタイミング

体制届（介護給付費算定に係る体制等に関する届出）

①指定申請時

②提出した体制届と算定状況に変更があるとき

※加算の新規取得、加算区分の変更、加算の算定終了

③報酬改定時

就労系サービス等、前年度の実績に応じて基本報酬の算定区分や加算単位数が決まる報酬を算定する事業所は、①～③によらず、毎年4月中に体制の届出が必要！

※介護給付費算定に係る体制等に関する届出様式や添付書類一覧は、下記URLよりご確認ください。

【者】 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/taiseitodoke.html>

【児】 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/jidoutaiseitodoke.html>



1.届出が必要なとき

加算等の算定の開始時期

①届出が毎月**15日以前**になされた場合

➡ **翌月**から算定開始

②**16日以降**になされた場合

➡ **翌々月**から算定開始

【例】

9月15日に福祉専門職員配置等加算新規取得の届出 ➡ 10月1日から算定可能

9月16日に福祉専門職員配置等加算新規取得の届出 ➡ 11月1日から算定可能



報酬区分を下げる・加算を算定を終了する場合は速やかに届け出ること。

1.届出が必要なとき

届出をするタイミング

変更届

事業者や事業所に関する内容が変更となった場合は、

変更となった日から10日以内に届出が必要

廃止届・休止届 ※障害児は通所のみ

事業を廃止又は休止するとき・・・ **廃止又は休止の日の1ヶ月前**

再開届 ※障害児は通所のみ

休止した事業を再開したとき・・・ **事業を再開したときから10日以内**

2. 必要な添付書類

体制届

障害福祉サービス事業は「[北海道 障がい 体制届](#)」、
障害児通所事業は「[北海道 障がい児 体制届](#)」で検索。

北海道

北海道トップ

カテゴリから探す

組織から探す

防災情報

Google 提供 検索

HOME > 保健福祉部 > 福祉局障がい者保健福祉課 > 介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出について

介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出について

ページ内目次 様式▼

新たに指定を受ける場合や指定を受けた後、体制等に変更が生じた場合は、届出書の提出が必要です。
次の提出書類一覧に記載する必要書類を添付の上、届出書を提出してください。
なお、届出の際に加算要件を確認するため下記に定める様式のほかに、書類の添付が必要な場合がありますので、各提出先へ確認してください。

[提出書類一覧 \(XLS 55KB\)](#)

カテゴリ

- > 障がい児・者施策
- > 介護・福祉施設

福祉局障がい者保健福祉課メニュー

- ① 注目情報
- ② 障がいのある方

2.必要な添付書類

変更届

障害者

【掲載ページURL】

<https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/165428.html>

障害児

HOME > 保健福祉部 > 福祉障がい者保健福祉課 > 指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設の指定等に係る様式集

指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設の指定等に係る様式集

ページ内目次 提出書類一覧▼ 各種様式▼

提出書類一覧

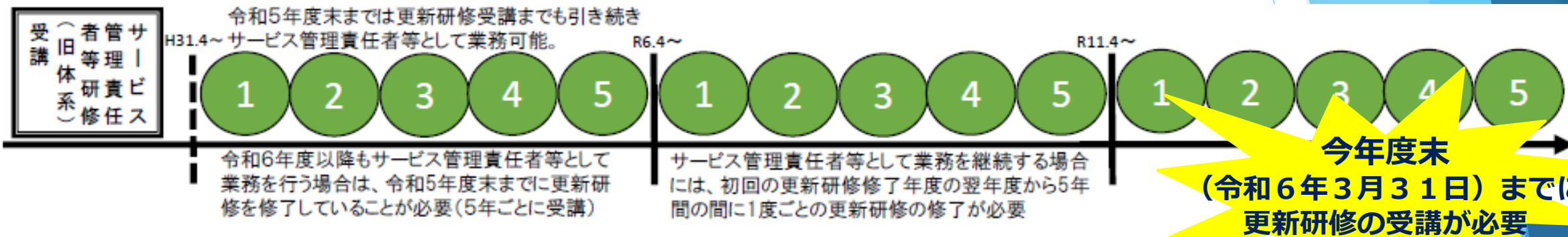
- [指定申請関係提出書類一覧表 \(XLS 54.5KB\)](#)
- [指定更新申請関係提出書類一覧表 \(XLS 53KB\)](#)
- [変更届添付書類一覧表 \(XLSX 44KB\)](#)

サービス管理責任者等 研修について

1. 経過措置について
2. 現研修体系について

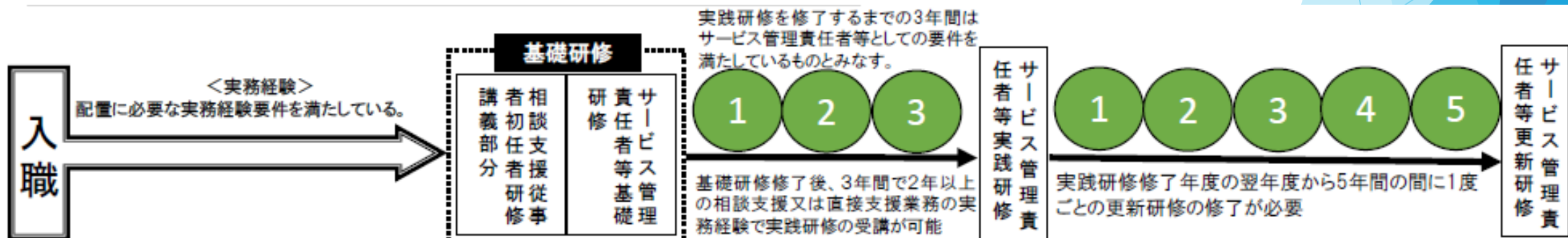
経過措置について

(1) 平成30年度（平成31年3月31日）までの旧体系受講者

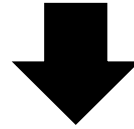


(2) 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者

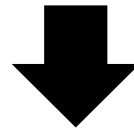
※平成31年4月1日～令和3年度（令和4年3月31日）受講者に限る



平成30年度（平成31年3月31日）までに
旧体系のサービス管理責任者研修（分野別研修）及び
相談支援従事者初任者研修を受講した方



令和5年度末（令和6年3月31日）までに
「サービス管理責任者等更新研修」の受講が必要



サービス管理責任者等更新研修を修了していない場合・・・

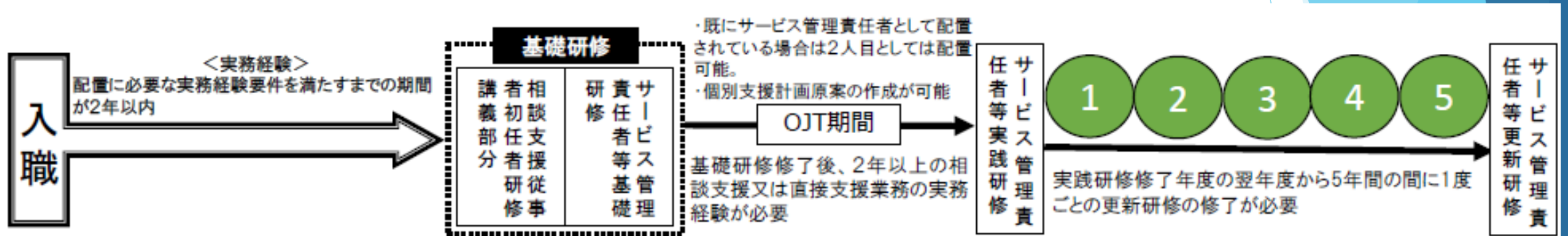
**令和6年4月1日から
資格が失効**

失効した場合

- 再びサービス管理責任者等として従事するためには、「サービス管理責任者等実践研修」の受講が必要。
- 事業所等においてサービス管理責任者等が不在となった場合、基本報酬（所定単位数）の減算が適用される場合がある。

現研修体系について

現研修体系の取扱い



留意点

- 実践研修を受講する際の一定の実務経験要件として、過去5年に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある。
- 実践研修はOJT期間の2年以上の実務経験を満たさない限り受講することができない（原則）。
- OJT期間2年以上の算定は、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（向けを含む）の修了証書に記載された修了日のうち最新のものの翌日以降から起算する。

【例】



「サービス管理責任者研修等の受講の考え方について」及び「資格更新の考え方」掲載場所：
 北海道サービス管理責任者等研修開催（障がい者保健福祉課）
 (URL) <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/sabikan/boshyu.html>

サービス管理責任者研修等の受講の考え方について

1 経過措置について

(1) H30年度までの旧体系受講者（R5年度末までに更新研修の受講が必要）

(2) 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者（H31～R3年度受講者に限る）

2 現研修体系の取扱い

3 留意点

- 実践研修を受講する際の一定の実務経験要件として、過去5年に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある。
- 実践研修はOJT期間の2年以上の実務経験を満たさない限り受講することができない。
- OJT期間2年以上の算定は、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（向けを含む）の修了監書に記載された修了日のうち最新のものの翌日以降から起算する。

例）サビ管基礎R1.10.1修了、相談初任者R2.9.16修了、R1.10.2から相談支援業務に従事の場合、R2.9.17から起算して、2年以上なので、R4.9.18以降に実践研修の受講が可能。

2021.12.6北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課作成

○サービス管理責任者等資格更新スケジュール管理シート
 ⇒セルフチェックに活用下さい。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 資格更新の考え方

<現研修体系対応>
 サービス管理責任者等研修
 …令和元年度以降の修了書用

起点	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	
実務研修修了	として従事可能	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事可能
年度		
例：令和5年度	従事期間（第1期）	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事可能
	この期間内にサービス管理責任者等更新研修を修了	
	年度 年度 年度 年度 年度	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事可能
例：令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度		
	従事期間（第2期）	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事可能
	この期間内にサービス管理責任者等更新研修を修了	
	年度 年度 年度 年度 年度	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事可能
例：令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度		

サービス管理責任者等更新研修の受講には実務経験が必要。この場合は第1期の期間内（令和6～10年度）に更新研修を修了したので、次の第2期（令和11～15年度）も資格は有効となる。

1回目の受講が第1期の期間内、2回目の受講が第2期の期間内であれば受講の間隔が6年以上空いていてもよい。この場合は第2期の期間内（令和11～15年度）に更新研修を修了したので、次の第3期（令和16～20年度）も資格は有効となる。

※ 以下第3期、第4期…と続く

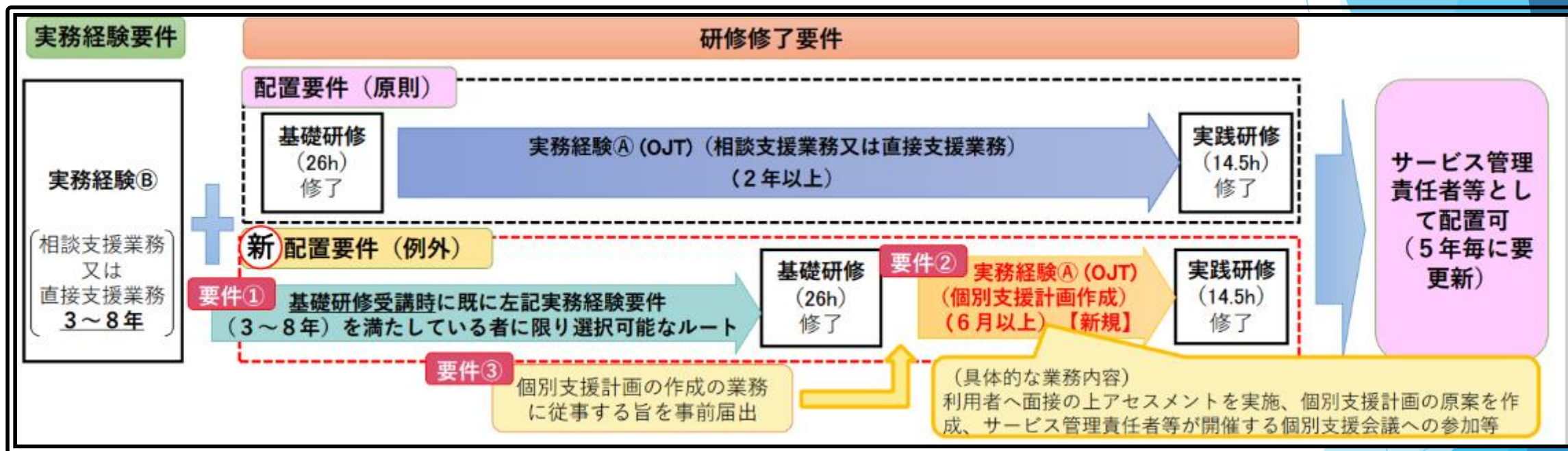
○サービス管理責任者等資格更新スケジュール管理シート

サービス管理責任者等に関する 告示の改正について

1. 変更点のポイント
2. 指定権者への届出について

変更点のポイント

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について



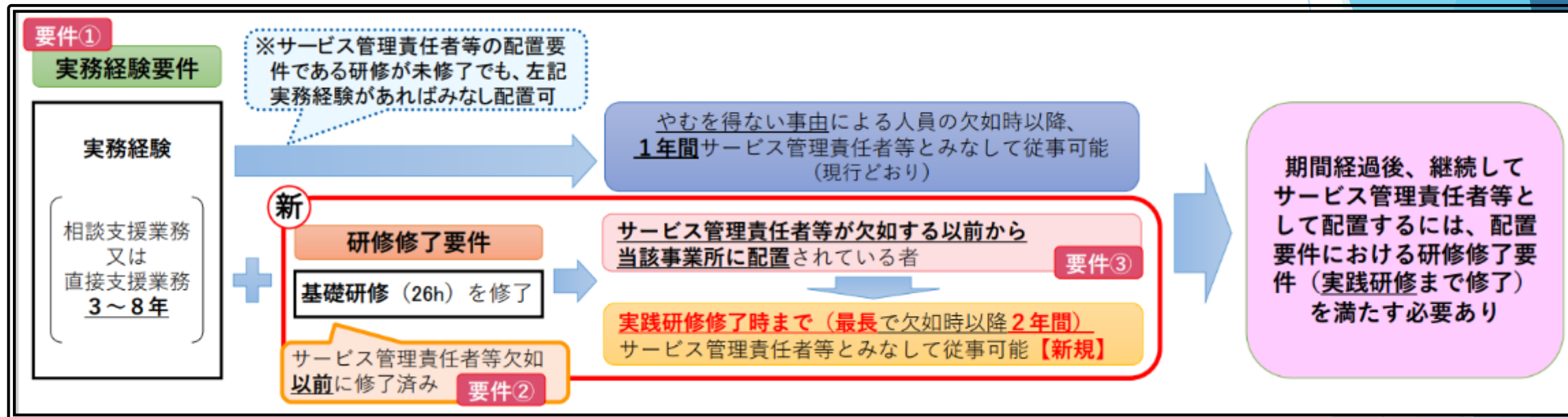
要件

※令和5年6月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡の別添1より

- ① **基礎研修受講時に既に**サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

変更点のポイント

② やむを得ない事由による措置について



要件

※令和5年6月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡の別添3より

- ①実務経験要件を満たしている。（現行と同じ）
- ②サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みである。
- ③サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。

変更点のポイント

〇 J T 期間が「6月以上」とすることができる要件について

- ① 基礎研修受講開始時に既に実務経験要件を満たしていること
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。
 - ア サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合
 - イ やむを得ない事由により要件を満たしている者をサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合。
 - ウ 令和3年度末までに実務経験者が基礎研修修了者となっており（経過措置対象者）、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合。

※令和5年3月31日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡の別添Q&Aより

お問い合わせについては、事業指導係各担当へメールにてお問い合わせ下さい。

指定権者への届出について

A 「変更届出書」の提出が必要な場合

- ・ **やむを得ない事由による** 人員の欠如時以降サービス管理責任者等とみなして配置する場合
- ・ 既にサービス管理責任者等が1名配置され、基礎研修修了者を、**2人目の**サービス管理責任者等として配置する場合

B 「個別支援計画原案作成従事者届出書」の提出が必要な場合

- ・ 人員配置基準上必要な数を超えて配置する場合
(生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案作成の業務に従事する場合)

その他 A・Bの届出が不要な場合

- ・ 平成31年4月1日～令和3年度（令和4年3月31日）までに基礎研修を修了し、みなし配置のサービス管理責任者等として従事しており、すでに6ヶ月以上個別支援計画の作成の業務に従事している場合
⇒実践研修の受講が可能。実践研修修了後、修了証の写しを提出する。

※令和5年3月31日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡の別添Q&A 3. 本改正施行前に係る取り扱いについて

○ (参照) 個別支援計画原案作成従事者届出書

(様式)

個別支援計画原案作成従事者届出書

令和 年 月 日

北海道知事 様

届出者 所在地
事業者名
代表者職氏名

当事業所において、次の者がサービス管理責任者等配置要件の例外適用のため、個別支援計画の作成に従事することを届け出ます。

当該事業所（施設）	事業所番号			
	名称			
	所在地			
	サービスの種類			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス		担当者	
(フリガナ)				
従事者名				
従事者生年月日			年	月
従事者電話番号				
個別支援計画の原案作成業務を開始する年月日			令和	年
			月	日

- ※1 本届出書は、上記、個別支援計画の原案作成業務を開始する年月日から10日以内に指定権者に提出してください。
- ※2 以下の要件を満たしている方のみ提出して下さい。虚偽の届出等が認められた場合、無効となります。
 - ① 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
 - ② サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画原案作成までの一連の業務(注)を行う。
(注) ・利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。(基準省令第58条第2～3項等)
 - ・アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。(基準省令第58条第4項等)
 - ・個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。(基準省令第58条第5項等、解釈通知第四の3(7)②ア等)
 - ・サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。
 - ・上記原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。(基準省令第58条第6項等、解釈通知第四の3(7)②イ、ウ等)
 - ・定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者の継続的なアセスメント(モニタリング)を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画を見直しし、必要に応じて個別支援計画を変更する。(基準省令第58条第8項等、解釈通知第四の3(7)②エ等)
- ※3 やむを得ない事由によりサービス管理責任者を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事する方又は2人目以降のサービス管理責任者等として配置する場合は、本書ではなく「変更届出書」により届け出てください。
- ※4 「個別支援計画の作成の業務」について、実務経験(OJT)はサービス管理責任者等養成に係る一連の研修の一部をなすものとして設定されたものであり、その十分な実施を担保する観点から、少なくとも計10回以上行うことを基本とします。
- ※5 実務経験(OJT)に係る期間(勤務日数)の算定にあたっては、厳密に「個別支援計画の作成の業務」を行った日のみを算入するのではなく、サービス管理責任者等の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等において従事した期間をもって算定して差しつかえありません。
- ※6 本届出書を提出した指定権者と、サービス管理責任者等として配置する事業所を所管する指定権者が異なる場合は、指定権者間において届出内容の確認を行います。

✓ 内容確認の上、提出してください。

サービス提供責任者の 暫定的な取扱いに係る留意点

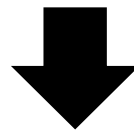
暫定的な取扱いに係る留意点

従事できる主な資格と実務経験について

居宅介護職員初任者研修課程（ホームヘルパー2級相当研修）の研修を修了したもので、実務経験3年以上のものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものとなっている。



該当するサービス提供責任者を配置しており、かつ、当該者が作成した居宅介護計画に基づいてサービス提供した場合は所定単位数から30%減算となる。



該当するサービス提供責任者は、
実務者研修の受講
又は
介護福祉士の資格取得
に努めること。

障害児通所支援事業所等における 送迎バスに対する安全装置の装備について

安全装置設置義務化について

義務付け事項

①園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。

②通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を整備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。

義務付け事項①	児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。）、 指定障害児入所施設 、地域型保育事業所、 指定障害児通所支援事業所 及び放課後児童健全育成事業所
義務付け事項②	保育所、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所を除く。）、 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。） 及び放課後等デイサービス事業所

安全装置設置義務化について

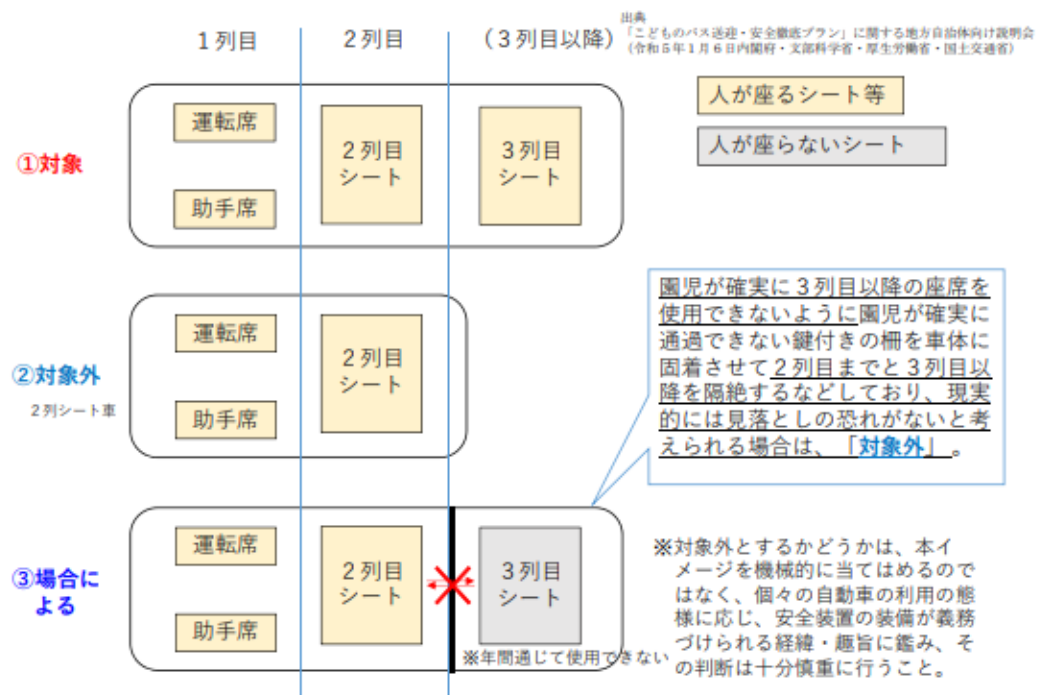
事業者等への依頼事項

- ① **子供の安全を第一に考え、監査等の機会を活用して極力早く装備を進めること。**
- ② **安全装置が装備できていない間も、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方にこどもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなどの代替措置を徹底すること。**
- ③ **安全装置はあくまで、ヒューマンエラーを補完するものであり、安全装置の装備の有無に関わらず、こどもの乗り降りの際、職員による点呼やこどもの顔を目視する等の方法により、置き去りを防ぐための所在確認を確実に実施すること。**

安全装置設置義務化について

安全装置の装備の義務づけのイメージ

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②

